

年金だより	
国民年金の特徴	
住民税務課	☎ 0994-22-3039
住民生活課	☎ 0994-25-2511
鹿屋年金事務所	☎ 0994-42-5121

公的年金には、国民年金、厚生年金があります。このうち、国民年金には日本に住む20歳から60歳になるまでのすべての方が加入し、共通の基礎年金が支給されるようになっていきます。また、会社などに勤めている方は、厚生年金に加入することになり、年金を受け取る時に上乗せされた年金が受け取れます。

国民年金は、**老後の年金だけではありません**。国民年金という「老後の年金」のことを思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。不測の事態にも対応できる年金です。事故や病気で障害が残ったときは「障害基礎年金」が生涯支給され、死亡したときは、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

* 将来、少しでも多くの年金をもらうために、年金を増やす方法として、月々の定額保険料に付加保険料(月々400円)をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることが出来ます。

生涯年金が受けられます
男女とも平均寿命が延びています。年を取ってからの生活費の不安も大きくなりがちです。

* 国民年金には老後の生活費の基礎となり、長生きすればするだけ年金が受け取れる「老齢基礎年金」があります。

国の補助があります
国民年金の年金額の2分の1は国庫負担です。

税制上も有利です
納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

貯蓄や私的年金とは異なります
国民年金には、社会経済がどのように変わるとも、あらかじめ賃金や物価の変動に対応して、従前と大きく変わらない暮らしのできる年金を保障する機能があります。

※令和2年度の国民年金保険料額は、月額16,540円となっております。

不明な点などありましたら、鹿屋年金事務所まで連絡ください。
☎ 0994-25121

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるように！

2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。そのためには、利用する前に、マイナンバーカードを健康保険証としてお使いになるための登録が必要となります。登録の申し込みは2020年度はじめからマイナポータルが閲覧できるスマートフォンやご自宅のパソコンなどからできるようになります。

就職・転職の際に保険証がすぐに発行できない場合があります。そんな時に、登録を行ったマイナンバーカードがあると、保険証ができるまでの間も病院で医療保険を使うことができます。さらに、オンラインによる医療保険資格の確認により高齢受給者証や高額医療費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルにご登録を、お持ちでない方はマイナンバーカードをぜひ申請してください。

☎ 役場住民税務課 22-3039



お知らせ

- 農作業事故防止について**
4月から6月は、田植えやさつまいもの植付けなど、農作業が忙しくなる時期です。トラクターや田植え機等の農業機械を利用する際は、家族や地域で声をかけ合って、農作業の安全を心がけましょう。
- 注意喚起事項**
●トラクターの安全フレームの装着、シートベルトの着用忘れをなくしましょう。
- 技術者を通じて、農業機械の取扱いには十分注意しましょう。
- 農作業に行く際は、携帯電話を持ち歩くように心がけましょう。
- 点検や雑草等の巻き付きを取り除く時は、必ずエンジンを止めましょう。
- 火の取扱いには十分注意しましょう。
- 熱中症対策にも心がけましょう。

- 新型コロナウイルス感染症対策**
手洗いや咳がある時のマスクの着用など、通常の感染症対策の徹底を図り、落ち着いて対応してくださるようお願いいたします。また、次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
 - 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
 - 強いだるさや息苦しさがある
 - 高齢者や基礎疾患などある方は右の状態が2日程度続く場合
- ☎ 問合せ 鹿屋保健所 0994・52・2106

- 県中小企業融資制度(セーフティネット対応資金)のご案内**
新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者が利用できる県の融資制度です。
 - 融資対象者 最近1ヶ月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて20%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれる中小企業者
 - 融資限度額 運転資金2,000万円、設備資金3,000万円
 - 融資期間 運転資金7年以内(うち据置24月以内)
 - 設備資金10年以内(うち据置36月以内)
 - 融資利率 年1.6%~年2.2%
 - 保証料率 年0.65%
- ☎ 問合せ

最寄りの商工会議所・商工会
☎ 099・286・2946

4月から5月の「照葉樹の森」イベントのご案内

- 照葉樹の森では、自然を満喫できるウォーキングや登山会を行います。ぜひご家族やお友達とご参加ください。
 - 自然体感ウォーキング「間泊港〜浜尻海岸」4月26日
 - 自然体感「三登山」自然石展望台「5月3日
 - 月例登山会「国見山・黒尊岳」5月10日
 - 自然体感ウォーキング「荒平天神」5月24日
- ※参加費、応募期間などイベントの詳細は、照葉樹の森ホームページをご覧ください。
- ※新型コロナウイルス感染症の影響で変更になる場合がありますので、事前にホームページをご確認ください。
- 申込み先及び問合せ先
照葉樹の森管理事務所
☎ 080・6417・6518

キオビエダジャク(イヌマキの害虫)に注意
キオビエダジャクは、主にイヌマキの葉を食べる蛾の仲間の害虫です。幼虫による被害の程度が大きい場合は、被害木が枯

死することもありますので、イヌマキ等を定期的に観察し、幼虫の早期発見・防除が必要です。防除方法は次のとおりです。

- 発生が少数の場合は、木を揺すり、落下した幼虫を捕殺又は拾い集めて焼却してください。
- 発生数が多いときは、トレポロン乳剤(4000倍希釈)、スプラサイド乳剤40(1,500〜2,000倍希釈)またはロックオン(1000倍希釈)の散布が効果的です。薬剤の使用法や使用上の注意事項を遵守し、気象条件等を十分勘案して、安全かつ適正に散布してください。

宴会での食べ残しは外食の8倍
30・10運動で食品ロスを！
日本の食品ロス(まだ食べられるのに捨てられる食品)の発生量は、年間600万トン以上にのぼり、特に宴会での食べ残しの量は、食堂等での外食(昼食)の約8倍にもなります。このため、県では、食品ロスの削減に向けた取組のひとつとして、宴会等での「30・10(さんまる・いちまる)運動」を推奨しています。歓迎会等の際には、幹事さん等から次のような呼びかけを行い、「30・10運動」の実践にご協力ください。

- 乾杯前後「最初の「30分間」は、周りの人と歓談しながら、席を移動せずに料理を楽しみましょう」
 - お開き前「もうすぐお開きとなりますが、残り「10分間」は、自分の席に戻って料理を食べきりましょう」
 - 問合せ 県庁廃棄物・リサイクル対策課
☎ 099・286・2594
- 「労使間のトラブル」に関する相談会を開催します**
職場のトラブルで悩んでいませんか?労働問題に関し経験豊富な「県労働委員会委員」(弁護士・大学教授等、労働組合役員等、会社経営者等)が相談に応じます。労働者、使用者など誰でもお気軽にご相談ください。
- 【無料、秘密厳守】
- 日時 毎月第4火曜日(閉庁日を除く)
午後2時30分〜午後5時(受付は午後4時30分まで)
4月28日(火)・5月26日(火)
 - ※来庁できない方は電話による相談もできます。
 - 場所 県庁労働委員会
 - 申込み 事前電話にてお申し込み下さい(予約優先)
 - 相談事例 解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラなど

- 問合せ 県労働委員会事務局(県庁15階)
☎ 099・286・3943
 - 女性の健康に関する相談窓口を開設しています**
妊娠予期しない妊娠を含むや出産、子育て、DV等、思春期から更年期の、女性の心と体の健康に関する相談に応じます。相談は無料です。
 - 県助産師会
☎ 099・210・7559
 - 問合せ 県庁子ども家庭課
☎ 099・286・2775
 - 各県保健所
電話や面談による相談を受け付けています。
 - 問合せ 県庁子ども家庭課
☎ 099・286・2775
- 照明器具のPCB使用安定器に関する調査を実施しています**
ポリ塩化ビフェニル(PCB)：毒性のある絶縁油を使用している照明器具の安定器(電灯のちらつきを安定させる装置)は、建物所有者等が2021年3月までに全て廃棄処分することが法律で定められています。調査へのご協力をお願いします。
- 問合せ 県庁廃棄物・リサイクル対策課
☎ 099・286・2596

安心の365日・24時間受付
家族葬、自宅葬から一般葬まで
「もしも…」の時。すぐ、お電話ください。すぐ、お迎えに参ります。

総合葬祭
ルミエールなんぐう
Lumiere
愛・まごころ

錦江町馬場2142番地1(タイヨーさん隣)
Tel. (0994) 28-3491・Tel. (0994) 24-4444

国民健康保険の被保険者資格の届出に関する相談について
国民健康保険の資格取得や喪失などの届出の必要がある方が、新型コロナウイルス感染症の発症の疑いがあり、感染拡大を防止する必要から市町村の窓口を訪れることができないときには、錦江町役場保健福祉課が田代支所住民生活課に電話などでご相談ください。

- 問合せ 本庁 保健福祉課
☎ 0994・22・3041
- 田代支所 住民生活課
☎ 0994・25・2511